

意見陳述書

2024年6月5日

富山地方裁判所 御中

原告 清水哲男

原告の清水哲男と申します。

今回の弁論の更新にあたり、原告団事務局長として私たち原告の思いを陳述いたします。

【原告になった経過】

私は、2012年3月末まで富山県職員の福祉職として、富山県立の児童福祉施設で、障害児の生活指導の業務を行ってきました。県民の命を守ることは今も私の目標です。

私の父は北陸電力の社員で、父が保有していた北陸電力従業員持株を相続して株主になり、2013年の北陸電力株主総会から参加しています。総会では、株主として取締役の質問していますが、取締役の回答はあまりにもお粗末なものでした。

特に2018年6月に開催された北陸電力株主総会で、私は「志賀原発1号機は運転開始からすでに20年以上経過し、いずれ必ず廃炉にする必要がある。今から具体的な検討や調査研究を進めないと、安全な廃炉は実現できないのではないか。」と質問しました。原子炉の寿命が40年との当時の国の基準を前提にした質問でした。

それに対して、当時の石黒伸彦副社長は、「廃炉は現時点で考えていない。300年、500年続くわけでなく、いずれ廃炉にしなければならない。」と回答しました。直後に会場の株主の抗議であわてて「今でしたら40年」と付け加えました。

私は、会社や従業員を思い、株主として真剣に質問したのに、議長の指名で会社を代表した副社長が茶化したような回答をして、議長は訂正もせず質疑を打ち切り、議案の採決を強行して、議事を終了してしまいました。私はこのような株主無視の北陸電力経営陣の誤りを正すために、この訴訟の原告に参加しました。

提訴直後の2019年の株主総会で、私がこの石黒発言について質問したところ、当時の金井豊社長が「適切さを欠いた」と謝罪して撤回し、会社作成の株主総会議事録にも明記されました。しかし、この訴訟で被告側は、訴状に明記したこの石黒副社長の発言について、認否を示すことさえ拒否しています。それどころか被告準備書面では、株主総会で取締役は「丁寧な説明をしている」などと事実と反する主張をしています。

【能登半島の地震を心配して質問したが、取締役は過小評価】

2022年6月の北陸電力株主総会で私は、「能登半島の群発地震が志賀原発に影響することが心配であり、志賀原発を廃炉にすべき」と質問しました。それに対して議長の指名で小田満広常務執行役員が、「珠洲では震度6弱であったが、同発電所では震度2で、設備に全く異常がなかった」などと問題をはぐらかし過小評価した回答をしました。

しかし今年1月1日に私が心配したように能登半島地震が発生しました。志賀原発にも多くの被害が発生しましたが、北陸電力は情報を小出しにしています。去る4月26日の

北陸電力の記者発表では、志賀2号機のタービン建屋にある発電機とタービンの翼などに地震の揺れによる接触痕や破損、変形が確認されたとのこと。運転停止中においても被害発生です。原発が運転中の時は、タービンの翼などは高速回転するので、もし志賀原発運転中に今回のような地震が発生したなら甚大な被害が起きたと思われます。

【裁判所に期待すること】

今回の能登半島地震は、私を含めた株主が何度も北陸電力の株主総会で指摘していたことが実際に起きたと言えます。しかも今回の地震は終わりではなく、さらに大きな地震が起きることも想定されます。志賀原発は周囲を活断層に囲まれています。そんなところで原発を動かすのは、多くの県民の安全と生命をおびやかす、北陸電力にも甚大な損害を与える危険がある行為であり、廃炉をめざすべきです。

裁判所におかれては、県民の生命を守るためにも、一日も早く志賀原発差止めにつながる判決を出されるようお願いいたします。

以上